（累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲）

第二条　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十四項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

［一・二　略］

（対象商品届出書）

第三条　投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社及び外国投資信託の受益権の発行者をいう。次条及び第五条において同じ。）は、上場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする場合には、次に掲げる事項を記載した届出書（以下「対象商品届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該上場等株式投資信託に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十四項各号に掲げる要件及び前条各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、同条各号に定める要件を満たす旨

［八～チ　略］

［六・七　略］

［2・3　略］

（対象商品廃止等届出書）

第五条　第三条第一項の規定に基づき同項に定める対象商品届出書を提出した投資信託委託会社等は、当該対象商品届出書に係る上場等株式投資信託が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その旨及びその内容（第二号に掲げる場合に該当するときは、その理由を含む。）を記載した届出書（次項において「対象商品廃止等届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その受益権が租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十四項各号に掲げる要件に該当しないこととなるとき。

五　［略］

2　［略］

（安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的）

第六条　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十四項第二号に規定する安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的は、次の各号に掲げる目的とする。

［一～三　略］

（累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲）

第二条　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

［一・二　同上］

（対象商品届出書）

第三条　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

イ　［同上］

ロ　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項各号に掲げる要件及び前条各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ、同条各号に定める要件を満たす旨

［八～チ　同上］

［六・七　同上］

［2・3　同上］

（対象商品廃止等届出書）

第五条　［同上］

［一～三　同上］

四　その受益権が租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項各号に掲げる要件に該当しないこととなるとき。

五　［同上］

2　［同上］

（安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的）

第六条　租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項第二号に規定する安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的は、次の各号に掲げる目的とする。

［一～三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。